

令和 6 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

1 自主測定結果の概要

令和 6 年度の自主測定結果について、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設全 107 施設のうち、廃止、休止等で報告を要しない 22 施設を除き、稼働中の全ての施設（大気基準適用施設 84 施設、水質基準対象施設 1 施設）から報告があり、大気基準適用施設 2 施設において排出基準を超過しました。

【自主測定結果報告状況】

特定施設の種類	施設数	報告対象 施設数	基準超過 施設数	備考
大気基準適用施設	103	84	2	廃止、休止等で報告を 要しない施設は 22 施設
水質基準対象施設	4	1	0	
合計	107	85	2	

2 超過施設への対応状況

超過した施設について、自主測定による排出基準超過判明後、管轄の広域振興局等の指導により、施設の点検・清掃等実施しました。対応実施後、再測定により排出基準に適合したことを確認しています。

なお、この基準超過による生活環境保全上の支障はありません。

【大気排出基準超過施設】

(単位: ng-TEQ/m³N)

事業場名	所在市 町村	特定施設の 種類	自主測定結果		排出 基準	超過原因
			超過	再測定		
有限会社 千葉工業	一関市	廃棄物 焼却炉	6.0	0.38	5	原因不明
九戸地区ブロー ー環境保全組 合鶏糞処理施設	九戸村	廃棄物 焼却炉	6.3	0.15		ダイオキシン類が分解 する燃焼温度 800 度 に達しない状態（焚き出 し直後）から測定を開 始したため

3 今後の対応

今後も測定結果の状況を確認し、特定施設の設置者に対し、施設の使用方法や超過時の対応などダイオキシン類の排出低減に向けた適切な施設管理を指導し、環境汚染の防止を図ります。

【参考】

- ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設（廃棄物焼却炉等）の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられています。
- 中核市である盛岡市並びに権限移譲市である花巻市及び北上市管内の結果は含んでおりません。